明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

43　法附則第十五条第三十六項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一　エレベーターの設置事業（当該エレベーターを設置するために必要な停車場設備の整備を含む。）及び当該設置事業と併せて行われる停車場建物又は旅客用通路の整備事業（これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が三千人以上である駅又は停留場において実施されるものに限る。）

二　プラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものの設置事業（当該設備を設置するために必要な停車場設備の整備を含み、当該事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上である駅又は停留場において実施されるものに限る。）

44　法附則第十五条第三十六項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

45　法附則第十五条第三十六項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。

一　第四十三項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停車場設備

二　第四十三項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームからの転落を防止するための設備及び停車場設備

附則第十一条の二第三項中「次条第一項」を「次条」に改め、「若しくは旅客自動車運送事業」を削る。

附則第十一条の三第一項中「附則第十五条の三第一項」を「附則第十五条の三」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第十四条第一項第一号中「都道府県知事の指定」を「都道府県知事等の指定」に改める。

附則第十四条の六第三項中「附則第十九条の四第八項及び第二十七条の二第八項」を「附則第十九条の四第六項及び第二十七条の二第六項」に改め、同項の表中「附則第十九条の四第八項」を「附則第十九条の四第六項」に、「附則第二十七条の二第八項」を「附則第二十七条の二第六項」に改める。

附則第十五条第一項第三号中「第三百四十九条の三の二」を「法第三百四十九条の三の二」に改め、同項第四号中「第七百二条の三、附則第二十七条」を「法第七百二条の三、法附則第二十七条」に、「附則第十九条の三第一項本文又は附則第二十九条の七第三項」を「法附則第十九条の三第一項本文又は法附則第二十九条の七第三項」に改め、同項第八号中「から第六項まで」を「から第五項まで」に、「から第四項まで」を「若しくは第二項」に改め、同項第十一号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項第十六号中「から第六項まで」を「から第五項まで」に、「から第四項まで」を「若しくは第二項」に改め、同項第十九号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第二項中「附則第十八条第七項各号」を「附則第十八条第六項各号」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第三項中「附則第十八条第七項第二号」を「附則第十八条第六項第二号」に、「平成二十一年度に」を「平成二十四年度に」に、「平成二十一年度一般農地等」を「平成二十四年度一般農地等」に、「同条第七項第三号」を「同条第六項第三号」に、「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十二年度一般農地等」を「平成二十五年度一般農地等」に、「平成二十三年度に」を「平成二十六年度に」に、「同条第七項第四号」を「同条第六項第四号」に、「平成二十三年度一般農地等」を「平成二十六年度一般農地等」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第四項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項第一号中「附則第十八条第七項第二号」を「附則第十八条第六項第二号」に、「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同項第二号中「附則第十八条第七項各号」を「附則第十八条第六項各号」に改め、同項第三号中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同条第五項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の」を「同項の市の」に改める。

附則第十六条の二の八第一項中「第十六条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第四項中「附則第三十三条第四項」を「附則第三十三条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法附則第三十三条第四項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。

一　当該施設に設置される機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が千万円以上であること。

二　当該施設に係る建物及びその附属設備の取得価額の合計額が一億円以上であること。

附則第十六条の二の十中「から第四項まで」を「から第五項まで」に改める。

附則第二十二条第一項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同条第二項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第七項」に改める。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第八項及び第三十六項」を「附則第十一条第七項及び第三十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

9　法附則第四十一条第十四項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　法附則第四十一条第十四項に規定する移行一般社団法人等を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人（以下この号において「公益法人」という。）とみなして算定した前事業年度の末日における同法第十六条第二項に規定する遊休財産額が、当該移行一般社団法人等を公益法人とみなして算定した同条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額を超えないこと。

二　前事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が、五千万円に当該前事業年度の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）を乗じて得た金額を十二で除して得た金額以下であること。

附則第三十条第一項中「被災事業用資産震災損失合計額」の下に「（当該被災事業用資産震災損失合計額のうちに同号に規定する棚卸資産震災損失額が含まれる場合であつて、当該棚卸資産震災損失額に係る保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される部分の金額があるときは、当該補塡される部分の金額を控除した金額）」を加える。

附則第三十一条第四項第一号、第五項第一号及び第六項第一号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第三十一条の二の見出し中「に関する手続」を「の適用を受ける不動産の範囲等」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法附則第五十一条の二第二項に規定する政令で定める鉄道施設は、次に掲げる要件の全てを満たす鉄道施設（鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設をいう。第三号において同じ。）とする。

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である市町村が作成した市街地の移転に関する計画に従つて建設されるものであること。

二　被災鉄道施設（法附則第五十一条の二第二項に規定する被災鉄道施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の敷地以外の土地に建設されるものであること。

三　被災鉄道施設に代わるものと法附則第五十一条の二第二項に規定する道府県知事が認める鉄道施設（次号及び次項において「代替鉄道施設」という。）に係る鉄道事業（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）の用に供される路線の起点から終点までの距離が、被災鉄道施設に係る鉄道事業の用に供されていた路線の起点から終点までの距離の百分の百二十以下であること。

四　代替鉄道施設に係る鉄道事業の線路の単線又は複線の別が、被災鉄道施設に係る鉄道事業の線路と同一であること。